

富田林市要綱第号

富田林市防犯カメラ保守点検助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富田林市内の町会及び自治会（以下「町会等」という。）が、富田林市防犯カメラ設置費等補助金交付要綱（令和7年富田林市要綱第69号）に定める補助金（以下「防犯カメラ設置費等補助金」という。）を活用し設置した防犯カメラの保守点検に必要な費用の一部を助成することにより、防犯カメラの適正かつ継続的な運用促進を図るため、富田林市防犯カメラ保守点検助成金交付要綱（以下「助成金」という。）の交付に関し、富田林市補助金等交付規則（昭和52年富田林市規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町会及び自治会 町又は字の区域その他本市内の一定の区域に住所を有する者で組織された団体をいう。
- (2) 防犯カメラ 防犯カメラ設置費等補助金の交付を受けて設置したものをいう。

(助成の対象)

第3条 助成の対象となる者は、当該年度中に防犯カメラの保守点検を実施した町会等とする。ただし、1町会等につき同一年度の申請は、1回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、助成の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 富田林市暴力団排除条例(平成25年富田林市条例第30号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、防犯カメラの保守点検(SDカードの交換等、簡易な修繕に係る経費を含む。)に要する経費とする。ただし、機器等の故障による防犯カメラ本体の取替費及び移設工事に要する経費は、助成の対象外とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、1回の保守点検に要した費用の2分の1の額(100円

未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、1台(設置した単一のシステムをいい、2方向カメラの場合も1台とする。)当たり5,000円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする町会等(以下「申請者」という。)は、富田林市防犯カメラ保守点検費助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、当該年度の9月末日(閉庁日の場合は、その直前の開庁日とする。)までに市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置箇所の位置図
- (2) 防犯カメラ保守点検完了報告書(様式第2号)
- (3) 保守点検に要した費用の請求書(作業明細含む。)及び領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、保守点検完了の日から30日以内に行うものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、速やかにその内容を富田林市防犯カメラ保守点検費助成金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により交付の決定の通知をしたときは、速やかに助成金の交付を行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、第7条の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の

属する年度以前の年度の予算に係る助成金については、この要綱は、同日後も、
なおその効力を有する。